

第二章

シンガポールでビジネスを
始めるにあたって

シンガポールは、ビジネスに適した環境が整っており、法規制も簡潔なため、ビジネスを行うのが容易な国や競争力のある国に選ばれています。第二章ではシンガポールでの法人設立の手順を具体的に説明します。

ビジネスを行うのが容易な国

2010年	国 名
1	シンガポール
2	香港
3	ニュージーランド
4	イギリス
5	アメリカ
6	デンマーク
7	カナダ
8	ノルウェイ
9	アイルランド
10	オーストラリア

世界競争力ランキング

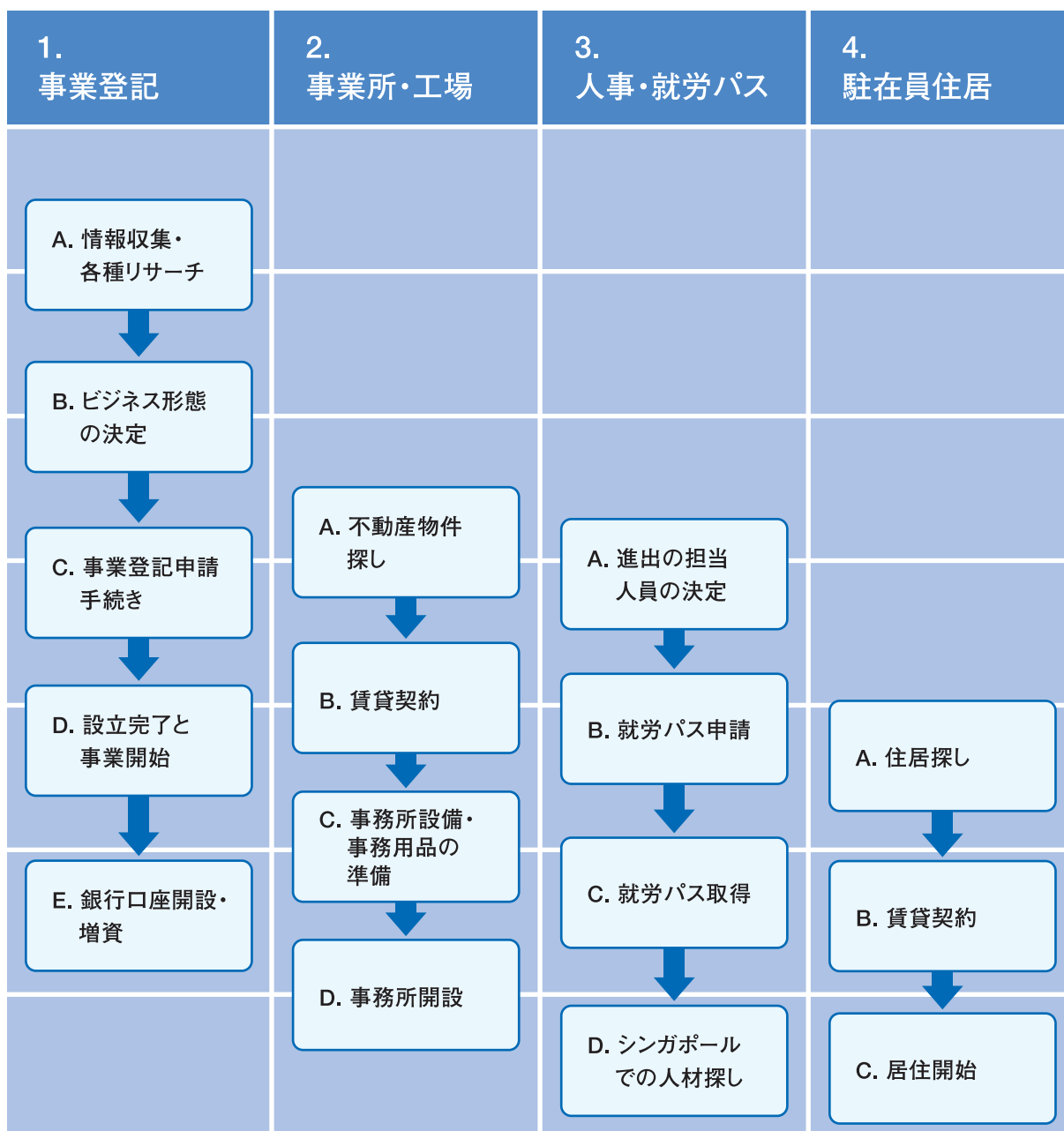
2010年	国 名
1	シンガポール
2	香港
3	アメリカ
4	スイス
5	オーストラリア
6	スウェーデン
7	カナダ
8	台湾
9	ノルウェイ
10	マレーシア

【出典】Doing Business Report, The World Bank <http://www.doingbusiness.org/>
IMD World Competitiveness Yearbook 2010

1. 会社設立の手続き

外国人がシンガポールでビジネスを行うためには、法人、支店、駐在員事務所のいずれかの形態をとらなければならず、ビジネスを開始するためには、政府機関への登記手続きが必要になります。具体的なビジネス開始までの手順は、以下の通りです。

ビジネス開始までの流れ



手順はビジネスの形態、規模等により前後します。

A 情報収集・各種リサーチ

まず、シンガポール進出に関する情報収集および市場や環境の調査が必要となります。そこで目的、ビジネス形態、具体的な事業内容について十分に検討することが重要です。

(シンガポールの投資環境については、『第三章 投資環境としての魅力』をご参照ください。)

武器・兵器の製造業、放送・出版業、取り扱いが規制されている品目の製造業、電力・ガス事業等については、外国資本による投資が制限されています。また、小売業、不動産業、建設業、教育産業、放送・出版業等、営業許可が必要な業種もあるので、事前にご確認ください。

規制業種

- ・規制業種:武器・兵器の製造業、放送・出版業、取扱が規制されている品目の製造業、電力・ガス事業
- ・営業許可が必要な業種:一部の小売業、不動産業、建設業、教育産業、放送・出版業等

ライセンスまたは許可が必要な代表的品目		
物品の種類	ライセンス・許可名	管 轄
動物の飼料	Licence For The Import, Manufacture, Processing Or Sale Of Animal Feed	Agri-food and Veterinary Agency (AVA)
人工甘味料 (ASA) と人工甘味料を含む物品	Artificial Sweetening Agent (Asa) Licence	Agri-food and Veterinary Agency (AVA)
放送業	Dealers' Licence	Media Development Authority (MDA)
化粧品	Product Licence For Cosmetics Products	Health Sciences Authority (HSA)
ドラゴンフィッシュ	Approval for Display and Sale of Dragon Fish	Agri-food and Veterinary Agency (AVA)
リキュール、アルコール	Liquor Licence	Singapore Police Force (SPF)
	Liquor Licence (Temporary)	
	Liquor Licence (Extension of Operating Hours)	
調合薬と毒物法にかかる他の物品	Form C Poisons Licence	Health Sciences Authority (HSA)
中古品 (インターネット上で取引される物を除く)	Secondhand Dealer's Licence	Singapore Police Force (SPF)
通信業	Telecommunication Dealer's (Class) Licence	Infocomm Development Authority of Singapore (IDA)
	Telecommunication Dealer's (Individual) Licence	
タバコ	Tobacco Retail Licence	Health Sciences Authority (HSA)

【出典】EnterpriseOne, Licences/Permits to retail certain goods <http://www.business.gov.sg/>

B ビジネス形態の決定

日本で外国人に許可されているビジネス形態は法人、支店、駐在員事務所のいずれかですが、シンガポールではその他に、下記のようなビジネス形態もあります。シンガポール独自のビジネス形態で登録する場合は、シンガポール国籍保持者またはシンガポール永住権保持者の在籍が必要です。

外国人が投資できる形態	法人 Company	有限責任株式会社 Public・Private Company limited by Share	非公開有限責任 株式会社 Private Company limited by Share	株主が50人以下で、株式 譲渡に制限があります。多 くの日系企業はこの形態 で進出しています。	
			免除のある非公開 株式会社 Exempt Private Company limited by Share	株主が20人以下の個人 株主であり、年間収益が 500万ドル以下である場合、 監査が免除されます。	
			公開有限責任 株式会社 Public Company limited by Share	株式の公募やシンガポー ル証券取引所に上場する ことができます。	
		公開有限責任保証会社 Public Companies limited by Guarantee	非営利団体や宗教組織、慈善団体が通常用いる 形態です。資本金はありません。		
		無限責任株式会社 Unlimited Company	無限の責任を負います。		
	支店 Branch	支店は、法的には独立した法人とみなされず、部分的な業務を行う外国法人とみな されます。			
	駐在員事務所 Representative Office	業務範囲は販売促進に関する活動と連絡業務のみです。市場調査や情報収集、 物品の購入、広告宣伝などの活動を行うことはできますが、営業活動や契約、受 発注は行うことはできません。			
個人事業体 Solo Proprietorship		1人で事業を行う際に用います。シンプルで最も柔軟なビジネス形態です。			
パートナーシップ Partnership		1人以上のパートナーが共同で事業を行います。無限責任で、法人格はありません。			
有限責任 パートナーシップ Limited Liability Partnership		2人以上の有限責任のパートナーからなり、法人格がある柔軟なビジネス形態です。			
有限パートナーシップ Limited Partnership		1人以上の無限責任のパートナーと管理運営を行わない1人以上の有限責任のパー トナーからなります。法人格はありません。			

法人、支店、駐在員事務所の特徴は以下の通りです。

	法 人	支 店	駐在員事務所
会社商号	選択できます。 （すでに同じ商号が使用されている場合や不適切な商号は使用できません。）	本店と同じにします。 （すでに同じ商号が使用されている場合や不適切な商号は使用できません。）	
法人格	独立した法人格	外国法人	
登記先	会計企業規制庁 （Accounting and Corporate Regulatory Authority）		シンガポール国際企業庁 （International Enterprise Singapore）
登記料	有限責任株式会社の 場合 300ドル	本店が株式資本を 有する場合 300ドル	申請料200ドル（年間） （毎年更新が必要）
	有限責任保証会社の 場合 600ドル	本店が株式資本を 有しない場合 1,200ドル	
最低要求	1名以上の株主と1名以上の取締役（最低1名はシンガポール居住者が必要です。）	シンガポールでの責任をもつシンガポール居住者である現地代理人※1が最低2名必要です。	1名以上のシンガポール居住者が必要です。
資本金額	1ドル以上	――	
会社秘書役※2	必要	――	
銀行口座開設	可能		
監査	必要※3	必要	――
法人税の課税範囲	シンガポールで得た所得または、シンガポールで受領した所得。		――

※1 現地代理人は、シンガポールに居住し、支店の業務に責任を持つ代理人です。

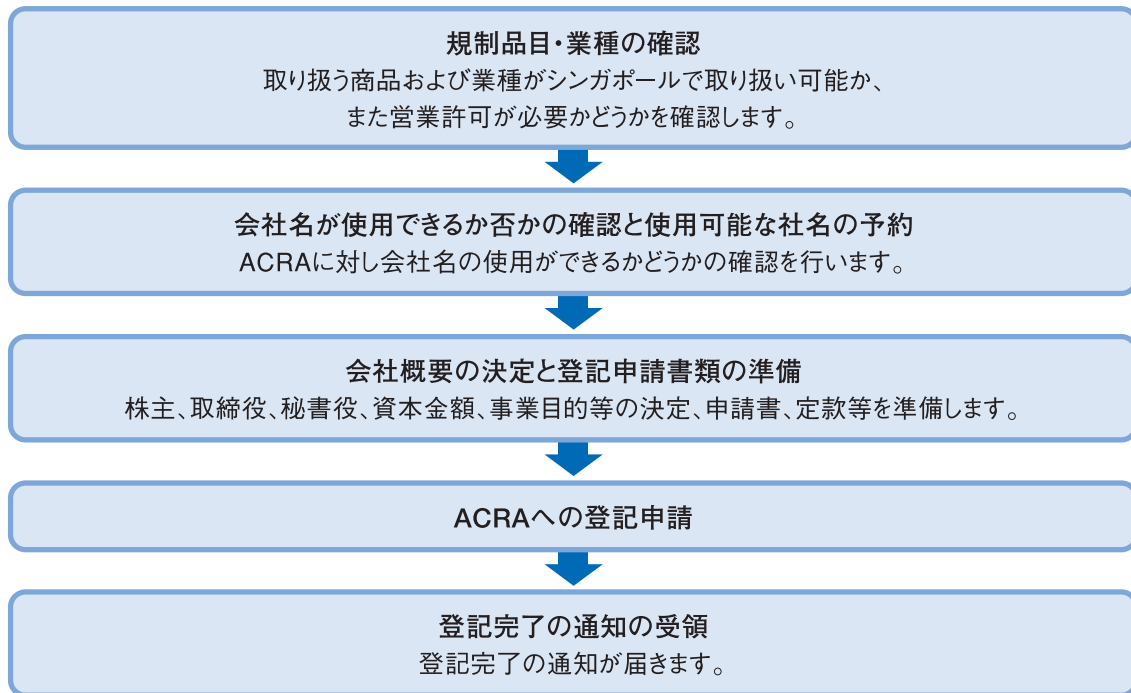
※2 会社秘書役(Company Secretary)は会社法第171条で会社設立から6ヶ月以内に任命するように要求されています。主な業務は、ACRAの登記事項の更新や株主総会および取締役会招集の通知、議事録の管理、保管等があります。会社秘書役はシンガポール居住者でなければなりません。

※3 休眠会社と年間の売上が500万ドル以下の免除のある非公開株式会社(76ページ参照)は監査が免除されます。

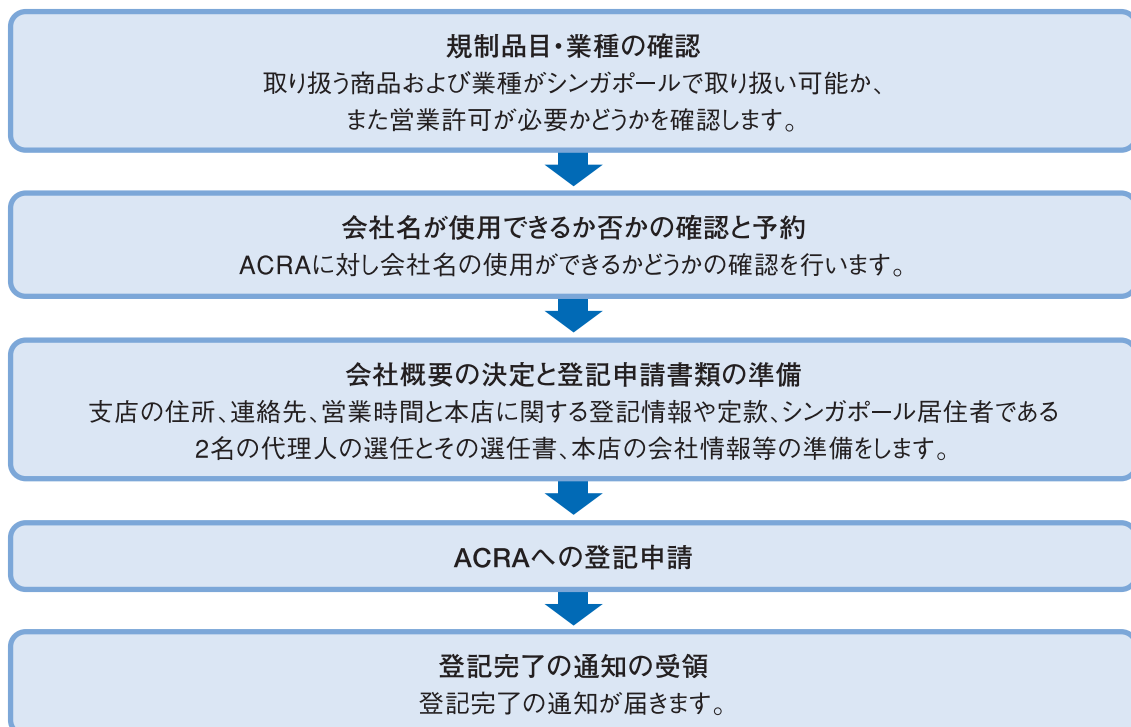
C 法人・支店・駐在員事務所登記申請手続き

各ビジネス形態の登記手順は以下の通りです。

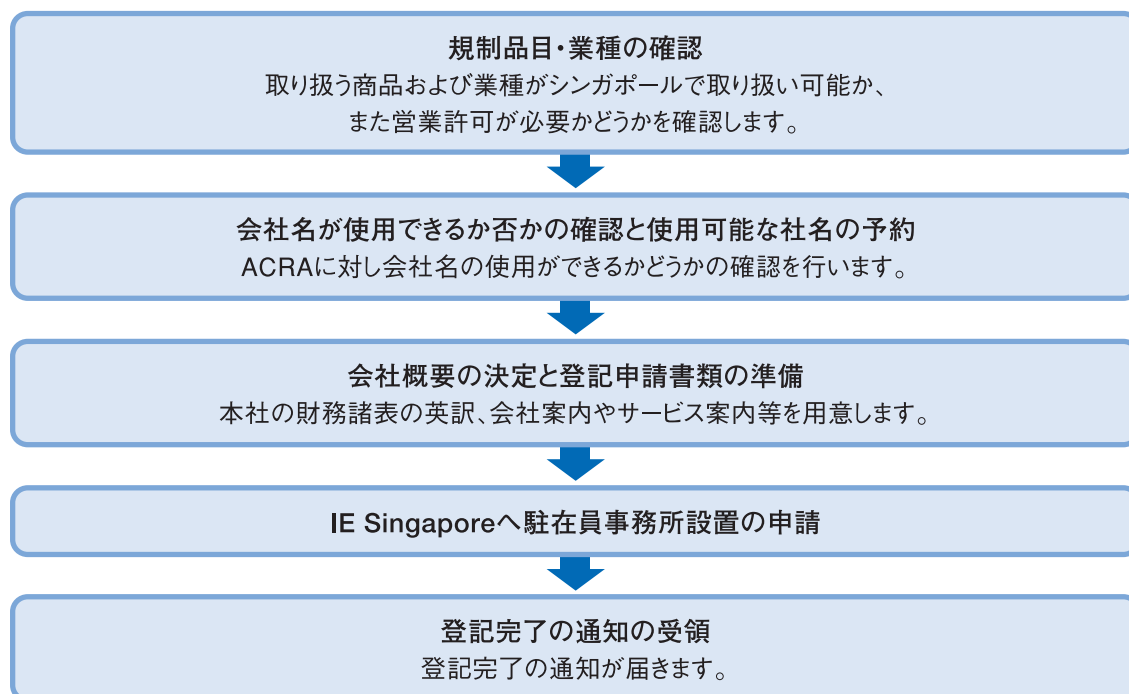
(1) 法人設立手続き



(2) 支店開設手続き



(3) 駐在員事務所開設手続き



専門的な調査や支援については、各種コンサルティング会社にお問い合わせください。

進出に関する各種お問い合わせ

シンガポール政府機関

- シンガポール経済開発庁 (Singapore Economic Development Board: EDB)
シンガポール進出についての総合的な窓口としての役割を果たしています。

シンガポール本部

250 North Bridge Road, #28-00 Raffles City Tower, Singapore 179101

TEL: +65 6832-6832

<http://www.edb.gov.sg/>

Email: clientservices@edb.gov.sg

東京

シンガポール共和国大使館 参事官(産業)事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1-1 帝国ホテルタワー11階

TEL: 03 3501-6041

<http://www.singaporeedb.jp>

Email: edb-japan@edb.gov.sg

- シンガポール国際企業庁 (IE Singapore) (駐在員事務所設立の場合)

230 Victoria Street, Level 10, Bugis Junction Office Tower, Singapore 188024

TEL: +65 6337-6628

1800-437-7673 フリーダイヤル (シンガポール国内のみ)

<http://www.iesingapore.gov.sg/>

東京

シンガポール共和国大使館 商務部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-7-16

ビューロー虎ノ門1102

TEL: 03 3539-2266

- シンガポール中小企業庁 (SPRING Singapore: SPRING)

振興企業の資金調達、能力開発および経営開発、技術およびイノベーション、市場へのアクセスなどの支援を行っています。

2 Bukit Merah Central, Singapore 159835

TEL: +65 6278-6666

<http://www.spring.gov.sg/>

進出支援を行っているコンサルティング会社

■ Deloitte & Touche Singapore

6 Shenton Way, #32-00 DBS Building Tower 2, Singapore 068809

TEL: +65 6224-8288

<http://www.tohmatsu.com/>

■ Ernst & Young Singapore

One Raffles Quay, North Tower Level 18, Singapore 048583

TEL: + 65 6309-6842

<http://www.ey.com/>

■ KPMG Singapore

16 Raffles Quay, #22-00 Hong Leong Building, Singapore 048581

TEL: +65 6213-3388

<http://www.kpmg.com/>

■ Pricewaterhouse Coopers Singapore

8 Cross Street, #17-00 PwC Building, Singapore 048424

TEL: +65 6236-3388

<http://www.pwc.com/>

■ SCS Global Singapore

10 Anson Road, #14-06 International Plaza, Singapore 079903

TEL: +65 6221-1718

<http://www.scsglobal.co.jp/>

■ 株式会社フェアコンサルティング

大阪府大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKAオフィスタワー12F

TEL: 06 6451-9201

<http://www.faircongrp.com/>

D 設立完了と事業開始

設立が承認されると、晴れて事業を開始できます。そして、実務に必要な銀行口座の開設や駐在予定者の就労パスの申請を開始します。

E 銀行口座開設

銀行口座の開設に必要な書類はビジネス形態（法人、支店、駐在員事務所）により異なります。また、各銀行により必要書類は異なりますので、口座開設の際は各銀行に詳細をご確認ください。

銀行口座開設に必要な代表的な書類

法 人

- ・シンガポール法人の定款の写し
- ・BIZ FILE（会社設立証明書）の写し
- ・取締役の遵法宣誓書
- ・取締役会議事録
- ・署名者である取締役のパスポートの写し

支 店

- ・本店の定款の写し
- ・本店の登記簿謄本の写し
- ・支店登録証明の写し
- ・支店長に対する委任状
- ・取締役一覧表の写し

駐在員事務所

- ・日本の本店の定款の写し
- ・日本の本店の登記簿謄本の写し
- ・駐在員に対する委任状
- ・駐在員事務所設立許可証
- ・取締役一覧表の写し

開設の際は、署名者がシンガポールの銀行でサインをする必要があります。実際に口座から支払い等を行う際は、口座開設時の署名者と同じサインが必要です。

シンガポールの主な銀行は、以下の通りです。

シンガポールの金融機関

■ DBS Bank

6 Shenton Way, DBS Building Tower 2, Singapore 068809

TEL: +65 6327 2265

1800-111-1111 フリーダイヤル (シンガポール国内のみ)

<http://www.dbs.com/>

■ United Overseas Bank, UOB (大華銀行)

80 Raffles Place, UOB Plaza, Singapore 048624

TEL: +65 6222-2121

1800- 222- 2121 フリーダイヤル (シンガポール国内のみ)

<http://www.uobgroup.com/>

■ OCBC Bank

65 Chulia Street, OCBC Centre, Singapore 049513

TEL: +65 6538-1111 (Commercial Service Centre)

<http://www.ocbc.com/>

シンガポールに支店のある日系銀行

■ 三菱東京UFJ銀行 シンガポール支店

9 Raffles Place, #01-01 Republic Plaza, Singapore 048619

TEL: +65 6538-3388

■ 三井住友銀行 シンガポール支店

3 Temasek Avenue, #06-01 Centennial Tower, Singapore 039190

TEL: +65 6882-0001

■ みずほコーポレート銀行 シンガポール支店

168 Robinson Road, #13-00 Capital Tower, Singapore 068912

TEL: +65 6423-0330

2. 事務所・工場

シンガポールには、繁華街の豪華な高層ビルから郊外の静かな工場地域まで事業の用途に合ったさまざまな不動産があります。事務所または工場を探す際は、シンガポールにある不動産会社が役立ちます。

A 不動産物件探し

(1) エリア選び

シンガポール内では地域ごとに適した業種があります。各エリアの主な産業は以下の通りです。

(a) 南東部 ラッフルズプレイス・タンジョンパガー周辺

金融機関や多国籍企業が多くのオフィスを構えています。

(b) 南部 マリーナ周辺

タンジョンパガーターミナルとケッペルターミナルがあり、船積みのコンテナが集まる地域です。多くの海運業者がオフィスを構えています。

(c) 中部 オーチャード周辺

シンガポール最大の繁華街であり、デパートが立ち並び、小売店や飲食店が多く進出しています。

(d) 西部 ジュロン、トゥアス、クレメンティ周辺

工場地帯として製造業が集っています。

(e) 東部 チャンギ周辺

チャンギ空港がある一帯には運送業、保管業が集っています。

(f) 北部 ウッドランド周辺

橋を渡ればすぐにマレーシアに行ける位置にあり、製造業が集っています。



(2) 工場

シンガポールでは、バイオや精密機械といった高度な技術を有する企業が製造業を運営しています。1968年に設立されたジュロンタウン公社（JTC Corporation: JTC）が主導で工業用地を開発、管理し、多様な分野の製造業に適したビジネス用および工業用施設を提供しています。主な工場の形態は、工業用地を取得して自社工場を建設する方法や、既に建設されているインダストリアルパーク、工場用ビル、ビジネスパークの一面を賃貸する方法があります。

(a) 工場用地借地権の取得

工場用地の借地権を得て工場を新設する、または既存の工場のある用地を建物ごと賃貸する方法です。シンガポールの多くは公有地で、工場用地の賃貸期間は、通常15年から30年です。居住用の土地で会社を登記することはできません。通常、工業用地は、水道、電気、ガスなどのインフラを備えています。

(b) インダストリアルパーク

工業団地内にある、すでに用意された建物や施設の一面を賃貸する方法です。同類の産業が集積しているため、情報交換の場としても有効です。

シンガポール国内の代表的なインダストリアルパーク

業 種	場 所
石油化学	ジュロン島
ウエハー生産	タンピネス バシ・リス ウッドランド アン・モ・キオ
最新型ディスプレイ	タンピネス
バイオケミカル	トゥアス・バイオケミカルパーク バイオポリス(R&Dのみ)
食品	マクファーソン トゥアス

(c) 工場用ビル

郊外の住宅地に近く利便性の高い、ユニット単位で賃貸できる高層ビルのレンタル工場です。小・中規模の企業に適しています。多くの労働者を容易に採用でき、社会的設備および主要道路や高速道路などにもアクセスが容易で、軽工業にとって理想的な環境です。

(d) ビジネスパーク

知識集約型事業に特化した、企業が集合的に入居する建物です。新興産業や、テクノロジーおよび付加価値を重視する企業に適しています。

シンガポール国内の代表的なビジネスパーク

業 種	場 所
インターナショナルビジネスパーク	ジュロンイースト
チャンギビジネスパーク	チャンギ
サイエンスパーク	ケント・リッジ

シンガポールの不動産会社

■ Ascendas Pte Ltd

61 Science Park Road, #04-01 The Galen Singapore Science Park II,
Singapore 117525

TEL: +65 6774-1033

<http://www.ascendas.com/japanese/>

■ Colliers International (Singapore) Pte Ltd

50 Raffles Place, Singapore Land Tower #18-01, Singapore 048623

TEL: +65 6223-2323

<http://www.colliersinternational.com/Markets/Singapore/>

■ Knight Frank Pte Ltd

Hong Leong Bldg, 16 Raffles Quay, Singapore 048581

TEL: +65 6222-1333

<http://www.knightfrank.com.sg/>

■ Mapletree Industrial

1 Maritime Square, #13-01 HarbourFront Centre, Singapore 099253

TEL: +65 6377-6000

<http://www.mapletreeindustrial.com/>

■ Soilbuild Group Holdings Ltd

25 Changi South Street 1, Singapore 486059

TEL: +65 6542-2882

<http://www.soilbuild.com/>

B 賃貸契約

場所を選択したら賃貸契約を締結します。契約の際には、まず条件について確認する同意書を作成してから、正式な契約書を作成していきます。契約書には、双方の義務を記載します。

(1) オフィスの契約

敷金	3ヶ月程度
礼金	通常ありません
契約期間	2年～3年程度
その他費用	契約時の弁護士費用、印紙費用、仲介手数料、保険、内装工事代、電話・インターネット工事等

(2) 工場の契約

敷金	契約内容により決定します
礼金	通常ありません
契約期間	契約内容により決定します（目安として3年～15年程度。）
その他費用	契約時の弁護士費用、印紙費用、仲介手数料、保険、内装工事代、電話・インターネット工事等

一般的な取引事例ですので、詳細は不動産会社にご確認ください。

C 事務所設備・事務用品の準備**(1) 事務所内装・家具**

工場の設立や内装工事が必要な場合は、賃貸人と相談して進めます。設備や事務用品は、日本式のものからヨーロッパ式のものまで種類が豊富で、購入またはレンタルすることができます。

(2) 水道・電気・ガス

シンガポールでは水道・電気・ガスの全てをSP Services社が一括しており、顧客窓口となっています。（『第三章 3.インフラ』参照）

■ SP Services（メインオフィス）

TripleOne Somerset, 111 Somerset Road #06-05, Singapore 238164

TEL: +65 6823-8888

<http://www.spservices.com.sg/>

(3) 固定電話・インターネットの新設

新設の場合もすぐに取り付け、開線することができます。固定電話の主な事業者は、Sing TelとStarHubがあります。携帯電話とインターネットの事業者は、Sing Tel、StarHubに加えM1があります。

シンガポールの電話会社・インターネットプロバイダー

■ Sing Tel

31 Exeter Road, Singapore 239732

TEL: +65 6763-1111

1800- 763- 1111 フリーダイヤル（シンガポール国内のみ）

<http://info.singtel.com/>

■ StarHub

51 Cuppage Road, StarHub Centre 07-00, Singapore 535222

TEL: +65 6820-1630

1630（シンガポール国内から）

<http://www.starhub.com/>

■ M1

10 International Business Park, Singapore 60992

TEL: +65 9680-1622

1622（シンガポール国内から）

<http://www.m1shop.com.sg/>

お問合せ先はビジネス向けです。

D 事務所開設

準備が整ったら、事務所の開設完了です。

3. 人事・就労パス

A 進出の担当者の決定

シンガポール進出に向け社内で適切な担当者を決めます。

B 駐在員の就労パス取得

シンガポールで働くためには、就労パス（Employment Pass:EP）が必要です。就労パスは、職種、基本月給によって以下のように分けられています。なおPパス、Qパスとも扶養家族へのパスは発行されます。

EP種類	対象者	最低基本月給
P1	専門職、経営者、管理職、スペシャリスト等	>8,000ドル
P2	専門職、経営者、管理職、スペシャリスト等（別途審査あり）	>4,000ドル (2012年1月1日から>4,500ドル)
Q1	専門職、経営者、管理職、スペシャリスト等（別途審査あり）	>2,800ドル (2012年1月1日から>3,000ドル)

【出典】人材開発省（Ministry of Manpower:MOM）, Employment Pass <http://www.mom.gov.sg/>

また、中間技能レベルの労働者向けにSパスと呼ばれるビザが用意されています。このビザの申請者は、給与、資格、技能、実務経験、職種を考慮したポイント制で審査されます。なお企業側にはSパス所持者の雇用について、「Sパス所持者の雇用は全社員数の25%まで」、「Sパス所持者の一人について一定の課徴金を支払うこと」が定められています。

種類	対象者	最低月給
S	中間技能レベル者	>2,000ドル

就労パスの有効期限は、初めて申請する場合は1年間から2年間であり、以降更新の際には最長3年となります。就労パスの手続きは、人材開発省（Ministry of Manpower:MOM）で行います。申請から発給までは、郵送で5週間程度、オンライン申請で1週間程度かかります。申請の許可が出ない場合は、再申請を行うことができます。雇用主に変更があった場合は、新しい雇用主の下で就労パスを再申請する必要があります。

就労パスを申請する際には、以下のものがが必要です。

準備するもの

- Form 8（申請書）
- 就労する会社名と住所
- 就労する会社登記番号
- 業務内容と給与詳細
- 現地連絡先詳細
- 扶養家族や長期滞在者に関する詳細
- パスポートのコピー（顔写真のあるページ）
- パスポートサイズの写真1枚
- 最終学歴の英文卒業証明書のコピー
- 各種資格証明書のコピー（任意）
- 会社案内や業務内容のわかるもの（任意）
- 推薦状（任意）

その他、長期滞在者や、駐在員の家族のために以下のようなパスがあります。

対象者	種 類	概 要
専門職	個人就労パス Personalised Employment Pass	EPとの違いは、EPが就職先の企業に紐付けされているのに対し、このパスは個人に紐付けされているため、転職等で就業先が変わった場合、7日以内に人材開発省に届けるだけで良い点
	起業家パス EntrePass	シンガポールで新規に事業を行う外国人起業家に対するパス
熟練および 半熟練労働者	就労パス Work Permit	基本給が2,000ドル以下の外国人に対する就労パス
駐在員の 扶養家族	扶養家族パス Dependant's Pass	P1、P2、Q1パスおよびSパス（基本月収2,800ドル以上）保有者の配偶者および、21歳未満の未婚または養子の子供に対するパス
	長期滞在パス Long Term Visit Pass	P1またはP2パス所有者の両親、義理の両親、21歳未満の継子、内縁の配偶者、21才を超える未婚の女性および心身障害者に対するパス

短期滞在パス	雑務就労パス Miscellaneous Work Pass	指定された活動に従事するための60日以下の滞在に対し発行されるパス
	興行就労パス Work Permit for Performing Artistes	外国人のアーティストが指定された場所で就労するための6ヶ月以下の滞在に対するパス
学生および外国人研修生	ワークホリデー・プログラム Work Holiday Programme	6ヶ月を限度に17歳から30歳までの大学の在学者および卒業生でシンガポールでの就労に対して発行されるパス
	企業雇用パス Training Employment Pass	認定された教育機関の学生もしくは外国の企業から派遣される研修者に対して発行されるパス。ただし基本月給が2,800ドル以上あること、並びに認定された資格が必要
	研修就労パス Training Work Permit	技能研修を必要とする外国人が6ヶ月を限度にシンガポールで実務研修を受けるためのパス。なお、シンガポールの私立学校で就学する外国人学生も申請が可能

【出典】人材開発省（Ministry of Manpower: MOM）
<http://www.mom.gov.sg/foreign-manpower/passes-visas/Pages/default.aspx>

C 就労パス取得

就労パスの申請が受理されたら、健康診断を受けます。健康診断で問題がなければ、Employment Pass Service Centre (EPSC) に行き、顔写真と指紋を提出します（要予約）。数日後に就労パスカードを受領し、完了です。カードは携帯用の身分証明書として利用できます。

D シンガポールでの人材探し

シンガポールで人材を探す際は、人材派遣会社やインターネット上の人材紹介サービスを利用するのが有効です。シンガポールでは、会社ごとに労働許可書やSパスを必要とする外国人労働者を雇用する枠があります。割合は業種によって異なるため、詳細は人材開発省（Ministry of Manpower : MOM）のホームページをご確認ください。

■ 人材開発省 (Ministry of Manpower : MOM)

18 Havelock Road, Singapore 059764

TEL:+65 6438-5122

<http://www.mom.gov.sg/>

■ Employment Pass Services Centre (EPSC)

The Riverwalk, 20 Upper Circular Road, #04-01/02, Singapore 058416

■ Immigration & Checkpoints Authority

ICA Building 10 Kallang Road, Singapore 208718

TEL:+65 6391-6100

<http://www.ica.gov.sg/>

4. 駐在員住居

A 住居探し・一時的滞在場所の確保

シンガポールでの住居は、大きく分けてコンドミニアム、HDBフラット、一軒家の3種類があり、ほとんどの日本人は、コンドミニアムかHDBフラットに住んでいます。コンドミニアムは、プールやジム、BBQピット、セキュリティガードなどがついた高級マンションで、HDBフラットはHousing & Development Boardが管理する公団住宅です。賃料は、2LDKのコンドミニアムで月額3,000ドルから7,000ドル、HDBでは月額1,800ドルから3,000ドル程度です。物件探しには、不動産会社、新聞、インターネットを利用するのが有効です。また、短期に住居を構えたい場合は、家具や生活用品、掃除、洗濯サービスのついたサービスアパートメントを利用することも可能です。

B 賃貸契約

物件を決定した後、賃借人と家主で家具や内装、修理等について合意する同意書を作成します。その後、同意書の内容を含めた契約書を作成します。契約書には印紙が必要です。

敷金	2ヶ月程度
礼金	通常ありません
契約期間	2年程度
契約書の印紙	必要

C 居住開始

無事に契約が締結されると、契約開始日から入居できます。

5. その他設立後の手続き

シンガポールで事業を開始した後、年間を通して行わなければならない事項を確認しておきます。シンガポールへの移住者は、日本国籍保持者としてシンガポールにある日本大使館への連絡が必要です。

A 年間を通しての必要事項

設立したばかりの会社は、設立後3ヶ月以内に取締役会が会計監査人を決め、秘書役を6ヶ月以内に決定し、ACRAへ届出をします。

設立後必要になること
会計監査人の決定（3ヶ月以内）
秘書役の決定（6ヶ月以内）

年間を通して必要になること
記帳（月に1回が一般的）
給与計算（月に1回が一般的）
税務申告（年に1回）・GST申告（3ヶ月に1回）
監査（年に1回）
株主総会（年に1回以上）
取締役会（年に1回以上）

B シンガポールにある日本大使館への在留届出

シンガポールで居住を始める日本国籍保持者は、シンガポールにある日本大使館に在留届を提出します（3ヶ月以上滞在の場合）。これにより、災害等が起こった際の安否確認や、日本大使館で証明書を発行してもらう際の身元確認を行うことができます。

■ 在シンガポール日本国大使館
 16 Nassim Road, Singapore 258390
 TEL: +65 6235-8855
<http://www.sg.emb-japan.go.jp/>

C シンガポールの日本商工会議所への加入（任意）

企業単位での任意加入制です。会員になると、商工会議所の図書館や施設を利用することができます。

■ シンガポール日本商工会議所

10 Shenton Way, #12-04/05/06 MAS Building, Singapore 079117

TEL: +65 6221-0541

<http://www.jcci.org.sg/>

